

## 本別町高齢者等生活交通支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会の減少や日常生活等で交通手段の確保が課題になっている高齢者等に対し、ハイヤー運賃及び料金(以下「利用料金」という。)の助成等を行うことにより、ハイヤー利用者の負担軽減と細やかな交通手段の確保、交通事業者の経営の安定化を図ることを目的とする。

### (事業の委託)

第2条 町長は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者で、町内に事業所を有するものに委託するものとする。

### (助成対象者)

第3条 事業の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、町内に住所を有し、かつ、自動車運転免許証を所有していない者又は自動車を所有しているが運転できない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町税等を滞納している者、老人ホーム、老人福祉施設、病院等に入所、入院している者は除く。

(1) 65歳以上である者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(1級~3級)の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣によって定められる療育手帳の交付を受けている者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要支援認定、または要介護認定を受けている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

### (助成内容)

第4条 助成金の額は、第7条第1項による高齢者等生活交通支援事業利用券の交付により、次のとおりとする。

区分	種別	助成金の額
1	無償交付にかかる分	1人あたり15,000円
2	有償交付にかかる分	利用券額の2分の1

### (利用の申請)

第5条 本事業の助成を受けようとする者(以下「申請者」という)は、高齢者等生活交通支援事業利用申請書(様式第1号)により申請をしなければならない。

### (利用の決定)

第6条 町長は、前条に掲げる申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認め

たときは、高齢者等生活交通支援事業決定（却下）通知書（様式第2号、以下「決定通知書」という）により通知するものとする。

（利用券の交付および自己負担金）

第7条 町長は、前条の規定により事業の利用の決定をしたときは、高齢者等生活交通支援事業利用券（以下「利用券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 申請者が第5条の区分2による助成を受ける場合は、利用券購入時に利用券額面のうち助成相当額を除く額について負担しなければならない。

3 利用券の有効期限は、利用決定日の属する年度の末日までとする。

（再交付の禁止）

第8条 前条の規定により交付された利用券は、再交付しないものとする。ただし、利用券が汚損され著しくその価値を失うと認められるときは、汚損した利用券を回収の上、再交付することができる。

（利用の方法）

第9条 利用券を使用するときは、交通機関の乗務員に利用券を提出しなければならない。

2 利用者は、前項の規定による利用券の提出をもって助成金の受取を受託事業者に委託したものとみなす。

3 利用者は、交通機関の利用料金から利用券の額を差し引いた金額を負担しなければならない。

（利用券の不正使用等の禁止）

第10条 利用者は、利用券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

（利用券の返還）

第11条 交付決定者は、前条の規定を順守しなかった場合又は偽りその他不正な行為により助成を受けたときは、直ちに利用券を町長に返還するとともに、すでに使用した利用券の助成額のすべてを返金しなければならない。

2 交付決定者またはその親族は、交付決定者が利用券の交付を受けた後、第2条に該当しなくなった場合のほか死亡したときは、未使用の利用券を返還しなければならない。

（自己負担金の還付）

第12条 交付決定者は、第5条の区分2による助成を受けるために交付を受けた利用券が不要となった場合は、交付を受けた利用券の額のうち助成相当額を除く額について町長へ請求できるものとする。

2 町長は、前項に規定による請求があった場合は、未使用の利用券を確認のうえ、その請求が適当と認めるときは、速やかに返金するものとする。

（請求および決定）

第13条 受託事業者は、当該事業の利用券使用分の利用料金を請求しようとするときは、第2条で定める委託事業の実施にかかる費用として、当該利用券が利用された日の属する月の翌月10日までに、利用者から受領した利用券を添付し、町長に請求を行うものとする。

3 町長は、第1項および第2項の規定による請求があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに受託事業者に支払うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。